

むつ市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和8年3月13日

むつ市監査委員 氏 家 剛

むつ市監査委員 浅 利 竹二郎

令和7年度定期監査指摘事項に係る措置状況

監査事項 (2) 現金及び公印等の保管、管理状況

改善を要する事項	担当課	改善策等の措置状況
<p>保有する郵便切手及びレターパックの管理について、一定期間受払簿の記入がなされておらず、受払簿の残数と実数が一致していなかった。</p>	<p>選挙管理委員会事務局</p>	<p>切手及びレターパックの受払簿について改めて精査したところ、昨年7月に行われた参議院議員通常選挙の執行事務において、使用した分の一部に受払簿への未記入が確認された。</p> <p>選挙時は選管職員だけでは足りず、他部署からの増員を受けて事務を行うが、その応援職員に対しても受払簿への記入などについて再度周知徹底し、切手等を使用する際は他の職員に確認させて受払簿に記入するなど複数人での取扱いを徹底することを事務局内で改めて確認した。</p> <p>2月に急遽執行された衆議院議員総選挙では、上記の取組が活かされ、適切な運用がなされていた。</p>
<p>「国民健康保険運営協議会長印」について、欠損により使用に堪えない状況になった際、公印登録の廃止・再登録及び印影の告示等の手続きを経ずに新調し、使用していた。</p>	<p>市民生活部 国保年金課</p>	<p>令和7年12月23日に監査委員事務局及び総務課行政グループからの連絡により、公印台帳に登録されている印影と使用中の公印の印影が異なることを確認。</p> <p>総務課行政グループと対応を協議し、令和7年12月26日付けで、旧公印の廃止申請書と新公印の登録申請書を提出。</p> <p>同日付けで印影を告示し、公印台帳に登録済みである。</p> <p>今後においては、公印の管理のみならず、すべての事務において法令等の確認・遵守を徹底し、事務の執行に努める。</p>
<p>「教育長職務代理者の印」について、むつ市教育委員会公印規則に定められた公印の字句と実物の印章の字句が一致していなかった。</p>	<p>教育委員会 総務課</p>	<p>令和7年度中に、現行のむつ市教育委員会公印規則の字句に合わせた実物を調製する。</p>
<p>「下北自然の家所長の印」について、指定管理者制度を導入し、指定管理者を指定した後も当該施設から公印が引き上げられず、指定管理者が施設にて保管し使用しており、公印の適正な使用、管理がなされているとは言えない。</p>	<p>教育委員会 生涯学習課</p>	<p>本施設は今年度末に廃止となるため、本公印に関しては3月31日付けで公印登録廃止の手続きをとることとしている。</p>

令和 7 年度定期監査指摘事項に係る措置状況

監査事項(3) 契約事務の執行状況

改善を要する事項	担当課	改善策等の措置状況
<p>●むつ市紙おむつ等月額定額制サービス業務</p> <p>・単価契約に当たり、契約予定単価により専決区分を決定していたが、契約期間中の支出予定総額を契約規模として決定することが適当である。これに付随して、随意契約理由の地方自治法の根拠条文の相違、契約保証金設定の不備が見られた。</p> <p>・契約書中に規定されているおむつの毎月の供給数量の報告が受注者からなされず、履行確認が行われていなかった。</p>	<p>こども みらい部 こども 家庭課</p>	<p>・当該業務契約では、実績数量に契約単価を乗じた金額を支払うこととする内容の契約であることや、総数が単価に影響するものではないことから、予算総額ではなく単価額での決裁としていたが、契約期間中の支出予定総額を契約の規模とみなし、予定総額に基づく決裁とする。</p> <p>令和 8 年度では契約内容の見直しを図ることとしており、適切な契約執行を行う。</p> <p>契約保証金については、むつ市契約規則第 4 2 条第 1 項第 2 号の規定により、令和 7 年度以降は過去 2 か年の契約の履行実績を踏まえ免除する。</p> <p>・おむつの供給数量の報告については、受注者に対する提出の指導等がなされていなかったため、保育施設毎に毎月の報告を受け、履行確認を行う。</p>
<p>●教育メタバースを活用した不登校支援業務委託</p> <p>・本契約事案については、市長権限における補助執行の手続きであるにもかかわらず、検査関係文書等において文書の宛名や発信者を「市長」とすべきところ「教育長」としているなど権限関係と文書の記載事項との不整合が認められた。</p> <p>・仕様書中の業務内容の記載について、要件を具体的に整理しておらず、第三者がわかりにくい記述となっている点があった。</p> <p>・契約の手続きを通じて、記載誤りや法規の引用誤りなどが多数見られた。</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p>	<p>・本契約については、市長権限における補助執行の手続きを行うべき事案であるが、完了検査関係文書等において、教育長を発信者として提出するという手違いがあった。</p> <p>・仕様書についても、業務内容の記載が具体的ではなかったため、第三者にとって分かりにくい記述となっていた。</p> <p>改善策として、関係する例規を改めて確認するとともに、契約担当課へも助言を求めながら、適正な契約事務を遂行していく。</p>

令和7年度定期監査指摘事項に係る措置状況

監査事項(3) 契約事務の執行状況

改善を要する事項	担当課	改善策等の措置状況
<p>●令和6年度下北Project事業コーディネート業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約手続きの上で、実際の委託業務は1月から3月に実施されているにもかかわらず通年契約としており、契約期間設定の合理性を欠いていた。また、年度開始前の準備行為としての見積依頼などの手続きにおいても適正さを欠いていた。 ・委託料の支払いについて、契約では1回の部分払が設定されているが、前期部分払の対象となる委託期間中に実質的な業務がなされていないにもかかわらず、部分払されていた。このことは、履行業務の対価としての支払いであるという意味において適正さを欠くものである。 	<p>教育委員会 地域クラブ 企画推進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間の設定について、令和7年度も同様に通年契約を締結していたが、令和8年度においては通年契約はせず、実際の委託業務期間に合わせての委託契約を締結することとする。 上記対応に伴い、年度開始前の準備行為も不要となるため、実施しない。 ・委託料の支払いについて、令和7年度は部分払いを設定せず、月払いとして契約を締結している。なお、前述したとおり、令和8年度には通年契約をしないため、月払いも発生しない。